

## 過誤申立月

## 過誤申立翌月

## 過誤申立翌々月

通常  
過誤

15日まで

市役所へ  
過誤申立書提出

1日

国保連合会より  
過誤決定通知書  
送付

10日まで

国保連合会へ  
再請求

26日頃

前月請求分より過誤申立  
した分が引かれた報酬が  
支払われます。

前月請求額 - 過誤額  
= 支払決定額

26日頃

前月請求分（再請求分含む）の  
報酬が支払われます。

同月  
過誤

20日まで

市役所へ  
過誤申立書提出

10日まで

国保連合会へ  
再請求

26日頃

前月請求分の報酬が支払  
われます。

1日

国保連合会より  
過誤決定通知書  
送付

前月請求分から過誤申立した分  
と過誤再請求分が差引された報  
酬が支払われます。

前月請求額 - 過誤額 + 過誤分再請求額  
= 支払決定額

※市役所への過誤申立書提出締切日が土日祝の場合は、前開庁日が締切となります。

※同月過誤で、過誤申立翌月の再請求がされなかった場合、もしくは再請求が通らなかった場合、通常過誤と同様に過誤申立した分が翌月の報酬から引かれますのでご注意ください（同月内での差引きはできません）。